

大谷石利用促進補助金の申請について

2026年4月

宇都宮市観光 MICE 推進課

宇都宮市では、市内で住宅や店舗などの新築、増築、改築などを行った際、内外装の材料として大谷石を利用した皆さんに、その工事費の一部を補助いたします。また、仕上げ加工石※を使用いただくと、工事単価が優遇されます。

お部屋のアクセントとして、また、建物の外観など、大谷石の特徴を生かした空間づくりに、ぜひご利用ください。

1 補助対象となる建物、補助要件及び補助金額

建物種類	補助要件	補助金額
居宅	内外装の材料として大谷石を5㎡以上利用した場合	補助対象経費の10分の3(10万円を上限とする) ※ただし、外壁として5㎡以上利用した場合は上限を15万円とする。 補助対象経費は、大谷石を利用した際に要する経費(1㎡当たり工事単価は60,000円以下。ただし、 <u>仕上げ加工石</u> ※の使用部分については、1㎡当り工事単価は72,000円以下)
事務所、店舗、店舗併用住宅	内外装の材料として大谷石を10㎡以上利用した場合	補助対象経費の10分の3(30万円を上限とする) 補助対象経費は、大谷石を利用した際に要する経費(1㎡当たり工事単価は60,000円以下。ただし、 <u>仕上げ加工石</u> ※の使用部分については、1㎡当り工事単価は72,000円以下)

※仕上げ加工石

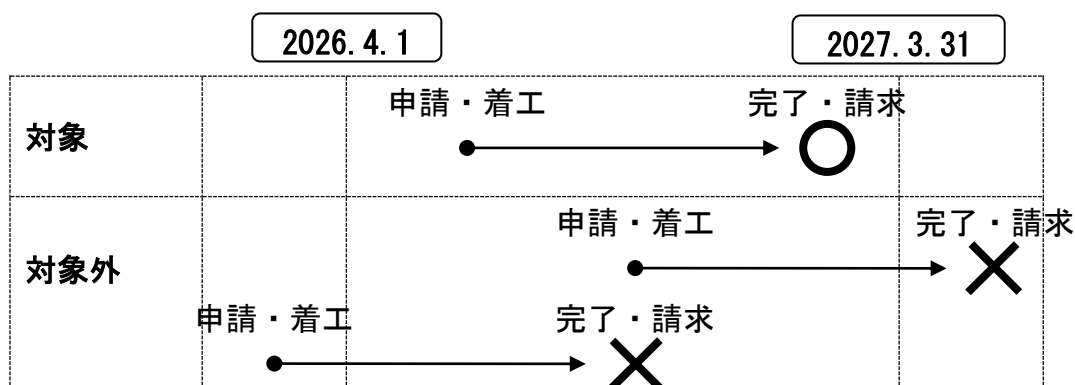
仕上げ加工石については、別紙の仕上げ加工石仕様書(様式第1号の2)を参照してください。

2 申請対象者

- ① 補助対象となる建物を所有または賃借している（所有又は賃借する予定がある方を含む）個人及び法人
 - ② 市税（市県民税，固定資産税，軽自動車税など）を滞納していないこと
- ※ 当該工事において，別途，国，県の補助金等の交付を受ける方は対象外となります。

3 補助対象期間

対象石工事について，2026年4月1日以降に申請・着工し，2027年3月31日までに完了・請求するもの



※上記期間中，随時受付しておりますが，予算がなくなり次第終了となります。

4 申請フロー

交付申請

工事を行う前に，申請に係る下記の書類をご提出ください。

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②仕上げ加工石を使用する場合，仕上げ加工石仕様書（様式第1号の2）
- ③大谷石の使用面積が分かる工事図面（平面図，立面図等）
※申請内容の審査・確認の際，図面をもとに面積の確認を行いますので，大谷石使用部分の各箇所の寸法が明記された図面をご用意ください。
- ④大谷石の工事費（補助対象経費）が確認できる見積書等の写し
※見積書に大谷石の使用面積が記載されている場合，上記③の面積と整合がとれているか，ご確認ください。
- ⑤賃貸物件の場合は，賃貸借契約書の写し及び貸主の施工同意書の写し
- ⑥法人の場合は，その法人の登記事項証明書
- ⑦建物の所在地がわかる地図

交付決定

申請内容の審査後，「補助金交付決定通知書」にて通知します。

工 事 交付決定後、工事を行ってください。

○変更があった場合は、補助金交付申請変更等届出書（様式第3号）をご提出ください。

補助金請求 大谷石工事が完了し、工事費用の支払い後、請求に係る下記の書類をご提出ください。

①補助金交付請求書（様式第4号）

②補助金交付決定通知書の写し

③大谷石の工事費が確認できる領収書の写し

④大谷石を使用した場所の完成写真

※内容審査の際、完成写真をもとに面積の確認を行いますので、大谷石使用部分の各箇所の寸法が分かるよう撮影した写真をご用意ください。

内容審査・支払 請求内容の審査後、指定口座に確定した補助金を支払います。

○内容審査において、必要に応じ現地を確認する場合があります。現地確認の際には、立合いをお願いいたします。

5 注意点

○申請受付から審査・決定には一定期間を要しますので、工事着工まで余裕をもったスケジュールでお申し込みください。

○宇都宮市大谷町周辺から産出された、天然の大谷石を対象とします。（再利用品や大谷石を原料としたコンクリートなど人造建材は対象外となります。）

○内外装とは、建物の内壁、外壁、床材、テラス、ポーチをいいます。

○補助対象経費とは、居宅又は店舗等の内外装材として大谷石を利用する際に要する大谷石貼工事費、諸経費等をいいます。

○風俗業及び遊戯業の用に供している建物は対象外となります。

○本補助金を交付された方は、宇都宮市が行う大谷石のPRにご協力いただくことがあります。

6 申請方法

宇都宮市魅力創造部観光MICE推進課 大谷振興室（市役所本庁舎12階）まで、窓口もしくは郵送にてご提出ください。

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市魅力創造部観光MICE推進課 大谷振興室

電 話：028-632-2455

（補足）郵送の場合、申請の受理日は、書類を発送した日ではなく、市役所に書類が届いた日となります。

7 よくあるご質問

Q 大谷石を利用したい場合、どちらへ問い合わせをすればいいですか？

A 以下の協同組合にお問い合わせください。

大谷石材協同組合 : 028-652-0924

Q 個人で大谷石を購入して建物の内外装材にする場合も対象になりますか？

A はい。その場合も、別紙様式第1号に定める書類をご用意ください。

Q 塀も補助対象になりますか？

A いいえ。建物の内外装など、建物に付属している部分のみで、塀や敷石、別棟の車庫や倉庫への利用は補助対象外となります。

Q 市外在住者が宇都宮市内に建物を建てる場合、補助を受けられますか？

A ご自分で利用する建物を建てる場合は、補助を受けられます。

Q 補助対象額は、消費税込みの額ですか？

A はい。その通りです。

Q 上限が15万円になるのはどのような場合ですか？

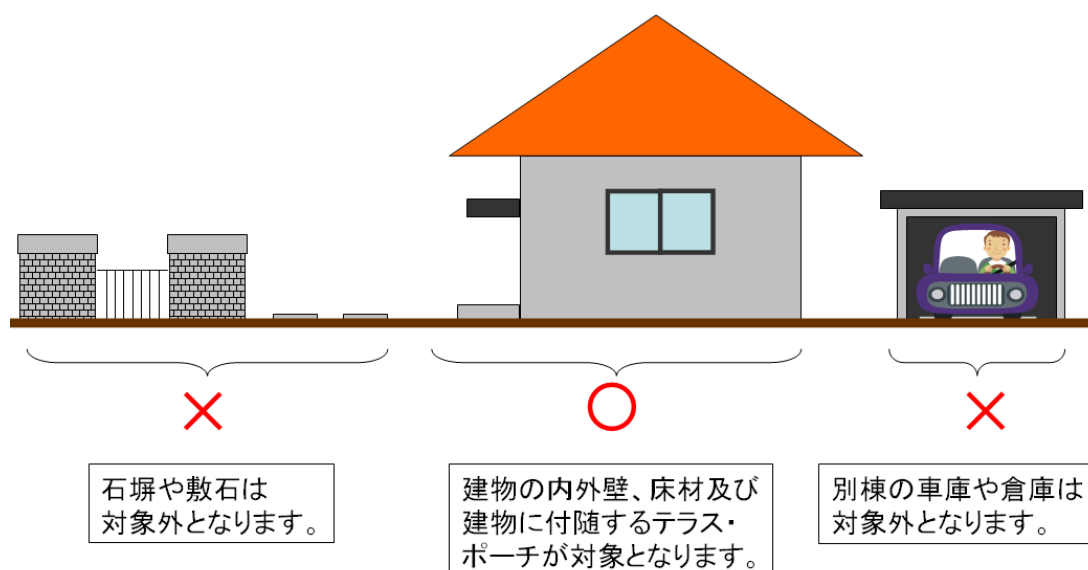
A 居宅の外壁として5㎡以上使用した場合です。

(例) ○ : 外壁 (5㎡以上) + 内壁/床

○ : 外壁のみ (5㎡以上)

(参考)

補助対象となる大谷石の使用箇所について



(参考) 完成写真の撮影例について

- 施工箇所にスケール等をあて、全景写真と両端の写真（目盛りの数字が確認できるもの）を高さ、幅ともに撮影してください。
※ 仕上げ加工石を使用した場合は、仕上げ加工部分の寸法についても撮影してください。

(全景写真)



(両端の写真)



- 施工箇所等の都合により、スケール等をあてた写真を撮影することが困難な場合はご相談ください。

ご不明な点がございましたら、以下までご連絡ください。

問合せ先

宇都宮市魅力創造部観光MICE推進課

大谷振興室

TEL : 028-632-2455 または 2427

FAX : 028-632-2765

Mail: u40001805@city.utsunomiya.tochigi.jp